

指定管理者更新に係る検証シート

1 施設及び指定管理者の概要

施設名	愛媛県立愛媛母子生活支援センター	施設所管課	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課
設置年月日	昭和23年9月3日(平成10年4月1日現在地に改築移転)	耐用年数	50年
現指定管理者名	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	現指定期間	平成31年4月～令和6年3月(5年間)
これまでの指定の状況	第1期:平成18年4月～平成21年3月(3年間)、第2期:平成21年4月～平成26年3月(5年間)、第3期:平成26年4月～平成31年3月(5年間)		

2 検証のための指標の推移

(1) 利用者数

(※)施設の利用に関する業務(施設の利用促進等)は、指定管理者が行う業務の範囲に含まれていない。

	平成17年度 (制度導入前年度)	平成30年度 (現指定期間前年度)	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用者数	214 人	91 人	78 人	92 人	89 人	120 人 (62 人)
対制度導入前年度比			36.4 %	43.0 %	41.6 %	56.1 %
対現指定期間前年度比			85.7 %	101.1 %	97.8 %	131.9 %

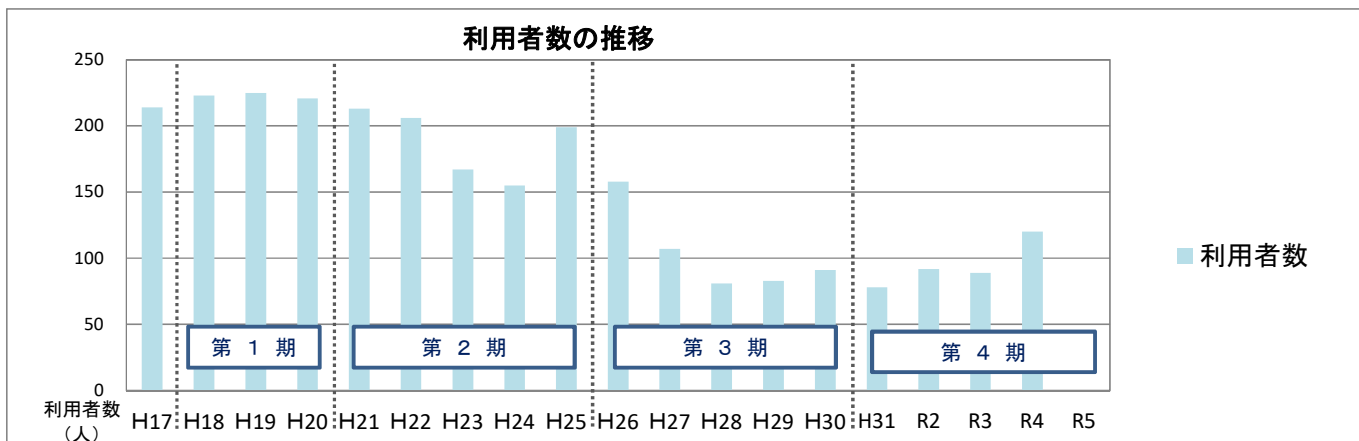
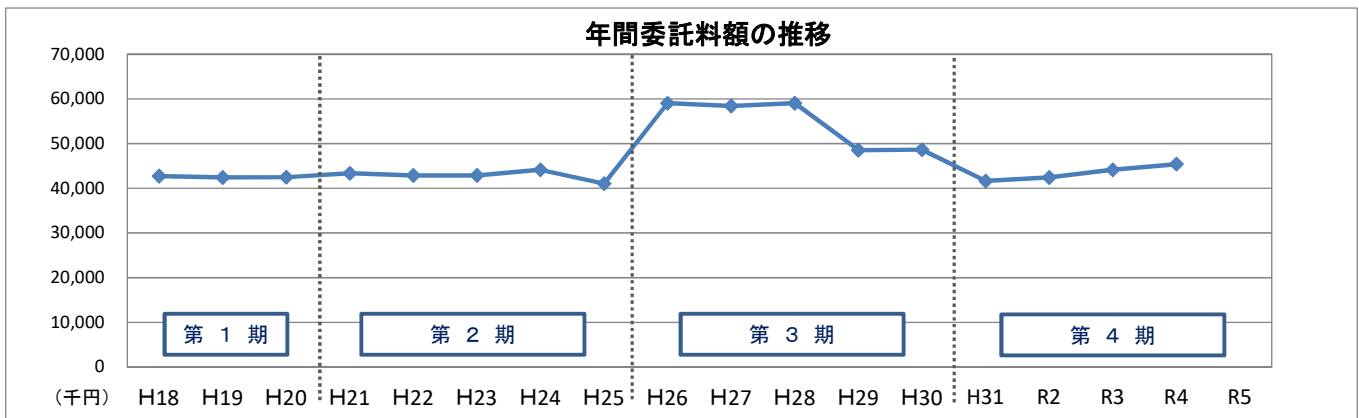
(※)令和4年度については、上段に年間見込数を、下段()内には令和4年10月末までの実績数を記載。

(2) 収支状況

	平成30年度 (現指定期間前年度)	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度※1
収(入) A	48,665 千円	41,608 千円	42,400 千円	44,152 千円	45,375 千円
委託料	48,665 千円	41,608 千円	42,400 千円	44,152 千円	45,375 千円
委託料(補正予算対応額)※2	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
利用料金収入	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
その他の収入	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
支(出) B	48,665 千円	41,608 千円	42,400 千円	44,152 千円	45,375 千円
収(A) - 支(B)	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

(※1)令和4年度については見込み額を記載。

(※2)新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、補正予算で増額した委託料を記載



(3) 経費削減のための主な取組み（平成31年度～令和4年度）

- 節電対策として、使用していないエリアのこまめな消灯の徹底、冷暖房の使用調整、蛍光灯の間引き、クールビズ、ウォームビズを実施したほか、可能な光熱水費の節減
- 施設内の軽微な修繕や剪定、衛生管理については、職員のできる範囲で随時実施
- 裏紙の再利用や消耗品の適正利用

(4) サービス向上のための主な取組み（平成31年度～令和4年度）

- 就労支援のため、ハローワークへの同行、パソコン技能等資格取得情報の案内及び手続き同行、履歴書等書類作成助言
- 生活支援のため、離婚及び福祉制度利用等各手続き同行、家計管理及び借入金精算等助言、健康診断実施、物件案内、退所後のアフターケア
- 子育て支援のため、親子行事を実施したほか、母親に対し養育への助言や託児・送迎等の保育補助、児童には生活全般の支援に加え被虐待、障がいへの個別的な支援を実施
- 心理的支援のため、心理療法員による臨床心理査定やカウンセリング実施、嘱託医との連携支援、退所後のアフターケア
- 空室の業者による室内清掃(H31)、各居室のエアコンクリーニング(H31)、緊急一時保護室の家電製品等更新(H31)、ベランダの目隠し及び防犯砂利設置(H31)、共同トイレ自動化等修繕工事(R2)、共同利用又は貸出用家電の順次買い替え(R2)、居室エアコン更新(R3)、自転車ラック取付(R3)
- 災害時事業継続のため事務所PCバックアップ強化、充電式発電機整備、備蓄倉庫設置(R2)
- 特定建築物にあたるため、10年毎の外壁タイル等全面打診等調査(R3)

(5) コロナ禍における感染対策や利用者確保のための主な取組み

- 感染対策として、入館時の検温・消毒、館内の定期的な消毒の実施や基本的な感染対策の徹底を利用者、職員間で共有し実施したほか、感染状況に応じて所内行事や面会・外泊の実施を調整した。さらに新型コロナウイルス感染拡大防止事業により共同トイレ自動化等修繕工事(R2)において、照明自動化や和式便座から自動洗浄式便座への取替修繕を実施したほか、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金事業を活用して、衛生用品等の充実を図った。(R2～R4)
- 利用者確保のため、県や関係団体、出席した会議において随時、施設の紹介、パンフレットの配布や郵送を実施(H31～R4)。また、コロナの感染状況等も勘案しながら、各市町の福祉事務所、担当課等に直接出向き、施設のPR、該当者への案内を依頼(H31～R2、R4)したほか、ホームページ等での本人からの問合せに随時対応するなどPRに努めた。

3 次期更新に向けての評価等

(1) 現指定期間における指定管理者制度の導入効果の検証

<p>利用拡大の観点から (利用者数、利用料金収入)</p>	<p>各種会議参加時に施設の紹介やパンフレットを配布する他、各市町関係課へ施設のPRや入所対象者への案内を依頼するなど、利用者確保に向けた取組みを積極的に行っている。</p>
<p>効率化の観点から (経費削減)</p>	<p>委託料については、施設の入所実績や国の保護単価等により変動するため、保護単価の上昇等により現指定期間における協定締結額は年々増加しているが、現在、入居者に提供しているサービスや設備等を維持しながら、冷暖房の使用調整や蛍光灯の間引き等の節電、光熱水費の節減、職員による庭木の剪定など、できる範囲で創意工夫をしながら経費節減に取り組んでいる。</p>
<p>利便性・県民サービス向上の観点から</p>	<p>様々な問題を抱えている入居者に対し、生活面での支援だけでなく、ハローワークへの同行やパソコン技能習得等の就労支援、心理療法員による臨床心理査定やカウンセリング等の心理的支援など、自立に向けた様々な取組みを行っている。 また、入所者用の各居室のエアコン更新や駐輪場への自転車ラック取り付けなど、入居者の利用環境の向上に努めている。</p>
<p>その他の観点から (前指定期間と比較して特筆すべき成果、利用者等の安全性の確保、収入確保に向けた取組みの状況(広告事業等)、その他協定の履行状況など)</p>	<p>入所者の安全を確保するため、防災計画及び災害・緊急事態発生時マニュアルを作成し、それに基づき、災害時における対応方法の徹底、統一化を図るとともに、定期的に避難訓練を実施している。 また、DVからの避難世帯については、警察と連携を図りながら安全の確保に努めている。 その他、災害対策強化のため、充電式発電機整備や備蓄倉庫の設置を行った。</p>

(2) 次期更新に向けての方針及びその説明

愛媛母子生活支援センターにおいては、指定管理者による様々な取組みによって、専門的知識と豊富な経験を持った職員による支援体制が整えられており、県内の他の母子生活支援施設では対応困難なDV被害世帯なども受け入れている。また、多様な事情を抱えた当県の母子の保護について、対処時には、これらの世帯のほとんどが自立しているなど効果が認められる。
その他、南予地域には母子生活支援施設がなく、県有施設により県下全域をカバーしていくことが適当であり、令和6年度以降も引き続き指定管理者制度による施設運営を継続したい。